

## 五島市健康アプリ「ぎばっと！」ポイント制度協賛店 募集要領

### 1 趣旨

この要領は、五島市健康アプリ「ぎばっと！」ポイント制度の実施にあたり、その趣旨に賛同し、商品やサービス等を提供する「協賛店」の申し出があった場合の取扱いに関し、必要な事項を定めます。

### 2 目的

この事業は、健康づくりの方法や重要性を広く普及啓発するとともに、日頃の運動習慣や健康診査の受診等をポイント化し、そのポイントで特典を受けることで、生涯を通じた市民の自主的かつ積極的な健康づくりを推進し、健康寿命の延伸を図ることを目的とします。

### 3 参加条件

市内に事業所等を有する事業者とし、五島市ホームページまるごとにおいての情報公開を了承していただける事業者で、次の各号に合致することとします。

- (1) 本事業の趣旨に合致した協賛内容であること。
- (2) 風俗営業などの規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 条に規定する風俗営業を行う企業等でないこと。
- (3) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条に規定する暴力団をいう。)、暴力団員(同条第 6 項に規定する暴力団員をいう。)またはこれらの関係者と密接に関わりを持つ企業でないこと。
- (4) 特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている企業でないこと。
- (5) 法律に定めのない医療類似行為を営む企業等でないこと。
- (6) その他、市が適当でないと認めた企業等でないこと。

### 4 協賛内容

協賛店の支援内容は、次の各号のいずれかとします。

- (1) 商品の提供
- (2) 来店者への優待サービス
- (3) その他、市が支援内容と認めるもの

## 5 協賛として受け入れられないもの

次のいずれかに該当する場合は、協賛を受け入れないものとします。

- (1) 本事業の趣旨に反するもの
- (2) 法令、公の秩序または善良な風俗を乱す恐れがあると認められるもの
- (3) 政治活動、宗教活動等にあたりと認められるもの
- (4) 個人の氏名を宣伝する目的のものと認められるもの
- (5) 個人の情報を取得する目的と認められるもの
- (6) 提供にあたり個人情報が必要となるもの
- (7) その他、市が適当でないとするもの

## 6 協賛者による表示

協賛者は、本事業に協賛している旨の表示をすることができます。

## 7 その他

この要領に定めるもののほか、協賛の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。  
申込みの際に提出いただいた情報の取扱いは、店舗情報として取り扱い、本事業のみで利用させていただきます。

## 附則

この要領は、令和3年11月1日から施行する。